

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：日本紙通商株式会社
住所：東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地

2. 指名停止措置期間 自 令和 6 年 6 月 14 日 2 ヶ月
 至 令和 6 年 8 月 13 日

3. 事実概要
日本紙通商株式会社は、公正取引委員会より、令和 6 年 3 月 14 日(木)、国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札等において、独禁法第 3 条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 5 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 5 号＞

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9 - 8 6 4 - 0 5 6 4